

新定年法の成立

(アメリカ)

連邦議会は、さる3月23日に、非連邦被用者の大半に対する法定退職年齢を65歳から70歳に引延ばす立法の手續を終了した。

同法案の両院協議会報告は上院で62対10の票決で承認され、下院では3月21日に391対6の票決で同意された。

「1967年雇用における年齢差別禁止法」(Age Discrimination in Employment Act of 1967)の改正法である同立法の効果は、1979年1月1日以降、民間企業および州・地方政府の被用者を70歳に達する前に強制退職させることを禁ずることになる。

適用除外は、年間27,000ドル以上の私的年金の対象者である企業の役員およびその他の企業の政策決定の立場にある高い地位の者、ならびにカレッジ・大学の教授等になる。

これらのグループは65歳で退職を要求されうる。しかしながら、カレッジ・大学の教授等に対する適用除外は、1982年7月1日以降になろう。

1978年10月1日以降は、連邦公務員の70歳の現行定年は、パナマ運河地区職員、対外事業従事者、アラスカ鉄道従業員、政府警察官、消防士、航空監査官等を適用除外として、廃止されよう。

以上の事項をもう少し詳しくまとめれば、次の通りである：

〈新定年法の概要〉

1. 1979年1月1日に発効し、これにより民間企業における大部分の被用者は、70歳以前の強制退職を廃止される。適用除外：従業員20人以下の中小企業または団体。
2. 州および地方政府の被用者もまた、警察官、消防士ならびにその他若干の危険度の高い職種の者を除いて、70歳まで定年が維持される。
3. 9月30日から、連邦政府の被用者に対する70歳の法定々年は廃止される。彼等にはもはや年齢制限はない。
4. 若干の連邦被用者は今後共強制定年に従うことになる。それらの者は対外事業従事者、航空監査官、およびCIA職員、パナマ運河地区ならびにアラスカ鉄道の被用者である。
5. 1982年7月1日までに、カレッジや大学に無制限の勤務期間でいる教授は、大学側の要求があれば、65歳で退職しなければならない。1982年中頃以降、年齢制限は70歳になる。
6. 年間27,000ドル以上の私的年金を得ることができる実業界の役員は、会社の要求があれば70歳以前に退職しなければならない。
7. 1977年9月1日に発効した労働協定に特に定年について年齢制限を設けている場合には、70歳定年は1980年1月1日まで適用しないか、契約の満了するまで適用しないことにする。

以上がこの立法の大要であるが、現時点において同法案は、連邦議会のすべての手續を終了し、大統領の署名を待つばかりである。

同法の成立となれば、年齢差別によって不法に退職させられたと思う被用者は、労働長官に不服を申立ることができる。この場合、労働者は「斡旋、協議、および説得」の方法を通じて、当該ケースを処理することになる。

U.S. News & World Report, March 13, April 3, 1978.

Congressional Quarterly Weekly Report, April, 1978.

(藤田貴恵子 国立国会図書館)

民間団体の将来

(イギリス)

ウルフエンデン卿を長とする委員会は、最近、英国の民間団体の将来と題する報告書を発表した。これはラウントリー記念財団と英国カーネギー財団の委託を受けて1974年から77年にかけて、このテーマに関する研究を行なった結果をまとめたものである。同報告書は、本文185ページ、資料85ページとなっているが、ここではその概要を述べてみたい。

福祉ニードに対応する制度をみると、①既存のインフォーマルなシステム（家族、友人、隣人組織など）、②公的システム、③商業ベースによるもの、④民間システム、に大別される。このなかで、インフォーマル・システムは今日とくに重要で、その機能は、今後さらに充実することが望まれる。商業ベースのサービスをみると、たとえば国民皆医療とはいっても、依然として差額ベッドが残っており、営利的保健医療サービスに対する不満は強く、これは望ましいサービス提供システムとはいえない。また公的セクターによるサービスは、最近、その規模や守備範囲が拡大してきている。これは地方政府の再編によって行政区の数が激減したことも、その原因の一つとなっている。その結果、サービスの提供者と受益者との間に距離がありすぎるという問題が生じている。

一方、民間サービスは、公的サービスに比べてその役割は小さくなってきて

いるが、老人、障害者、児童などに関する対人社会福祉サービス分野においては、この限りでなく、個人々人に対する公的サービスの効果を高めるという点でも重要な役割をもっている。また以前からあるサービスの開拓的機能は、現在も重要で、いくつかの代替的サービスが実践されている。利益を代弁する活動も活発であり、地方レベルにおいて、少数者グループの立場に立って、在野の圧力団体と関係しながら、新しい政策づくりに成功している例も多い。民間セクターによるサービスの最大の問題点は、サービスの不均等がみられることである。

中央政府には民間セクターを担当する部局があるが、この機能をさらに強め、その指導性を発揮していくことが必要である。とくに最近の社会経済情勢をみると、社会福祉や環境保護に対する公費支出はこれ以上増大されるとは思えない。一方、福祉サービスについては、これまで以上のきめ細かさが要求されている。しかしすべての社会的ニードを国または地方政府が解決していくことは不可能である。ここに公私およびインフォーマルなシステムによる長期的な機能の役割分担を明確にしていく作業の必要性がある。

地方レベルにおいては、行政当局と民間セクターの間に、調整を行なう機関が必要である。その場合、行政の民間機関に対する援助は、全国一律に定率で行なうべきではなく、地域の実情に適合させるかたちで、その運営が図られることが望ましい。中間の調整団体の機能を強化して、民間団体の役割を明確にしていくことが必要である。

中央政府からの民間に対する財政援助は、原則として社会福祉協議会など、民間団体の調整組織の機能を強化することについてのみ行なわれるべきであるが、地方政府による援助は、特定の民間プログラムに直接なされることもありうる。民間セクターに対する公費援助によって、効果的な社会福祉サービスが確保されるために、財政援助に関する一定のガイドラインが必要である。そこには、①直接的なサービス事業に対する援助より、市民参加を促進するプログ